

広情個審第1号  
令和3年4月2日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年5月22日付け広市教学健第59号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第210号事案）

広情個審第3号  
令和3年4月12日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

答申書の訂正について（通知）

令和3年4月2日付け広情個審第1号の答申書について、別紙のとおり訂正したので、通知します。

（諮問第210号事案）

## 別紙

訂正箇所	訂正前の記載	訂正後の記載
1 ページの下から 3 行目 4 1 文字目から 4 5 文字目まで	市民の権利	権利
2 ページの 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで	条例第 7 条柱書き	条例第 7 条柱書
2 ページの 2 0 行目 9 文字目から 1 3 文字目まで	挙げている	挙げている。

## 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【諮問事案】

平成29年5月22日付け広市教学健第59号の諮問事案（諮問第210号事案）

平成28年12月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年2月1日付け広市教学健第304号で行った公文書部分開示決定に対する同月7日付け審査請求

### 1 審査会の結論

実施機関が本件開示請求に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

特定の個人が識別できるものを除くすべてを開示せよ。

#### (2) 審査請求の理由

特定個人の識別ができなければ、なんら給食未納についての情報は個人の権利権益を害するものではない。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件処分で開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると考えられるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

また、学校教育事務に関する情報については、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重（略）しなければならない」としている。

#### (2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### (3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、次のおそれを挙げている。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

また、前記(1)の条例の理念に照らせば、ここにいう「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

### (4) 条例第7条第1号の該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした情報（以下「本件不開示情報」という。）は保護者の住所・氏名・印影、対象児童の氏名、学年・組、滞納又は未納の状況、納入計画であった。

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が開示としたことは妥当である。

### (5) 条例第7条第3号の該当性について

本件処分の通知書には、本件不開示情報について、「学校教育事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことから、条例第7条第3号にも該当す

ると記載されている。

前記(3)で述べたとおり、条例第7条第3号により不開示とする場合は、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められること、また、不開示とした理由については、不開示とされた情報がどのような情報であって、公にすることにより、具体的にどのような支障があるのかを示さなければならない。

しかしながら、実施機関からは、具体的にどの情報をどのような理由で不開示としたのかが示されておらず、本件不開示情報が条例第7条第3号に該当するとした実施機関の判断が適正であるか否かを判断することができない。

(6) 結論

以上のとおり、本件不開示情報について、実施機関が条例第7条第3号に該当するとしたことは適切であったとはいえないが、前記(4)のとおり、条例第7条第1号には該当すると認められるので、実施機関が本件不開示情報を不開示としたことは妥当である。

(7) 請求人の主張について

請求人は、本件処分に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H29. 5. 22	広市教学健第59号の諮問を受理 (諮問第210号で受理)
R3. 1. 8 (第1回審査会)	第1部会で審議
R3. 2. 12 (第2回審査会)	第1部会で審議
R3. 3. 12 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士